

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金交付要領

(イベント開催事業)

(趣旨)

第1条 この要領は、田子の浦港におけるにぎわいを創出し、港湾振興を図るため、田子の浦港の補助対象区域においてイベントを開催する事業者に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要領補助対象区域 ふじのくに田子の浦みなと公園、田子の浦港漁協食堂（田子の浦漁業協同組合が運営する食堂をいう。）、その他市長が認める区域をいう。
- (2) イベント 不特定多数の者を対象として開催する行事をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業者は、補助対象区域においてイベントを開催しようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする者でないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者でないこと。
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者でないこと。
- (4) 富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (5) 定款、規約、会則等の定めを有すること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象区域においてイベントを開催する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 田子の浦港のにぎわい創出につながると市長が認めるものであること。
- (2) イベントの参加者その他の公衆の安全が確保されていると認められるもの。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがないこと。

(補助対象経費)

第5条 交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 広告宣伝費（ちらし、ポスターの作成に要する費用その他広告費）
- (2) 委託費（イベントの運営、警備等に係る委託費）
- (3) 会場設営費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は次に掲げるものとする。

補助対象経費の合計額（同趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除して得た額）に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、40万円を限度とする。

2 補助金の申請は、一の年度において1事業者につき1回限りとする。

(補助金の応募)

第7条 本補助金の応募を行う者（以下「応募者」という。）は、市長が別に定める期間内に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 応募申込書（第1号様式）
- (2) 収支予算書（第2号様式）
- (3) 収支予算書の作成に当たり要した見積書の写し
- (4) 会場レイアウト図
- (5) イベントの開催に当たり静岡県田子の浦港管理事務所及び田子の浦漁業協同組合と事前に協議を行ったことがわかる書類
- (6) 市税完納証明書（応募代表者のもので直近1か月に発行したもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(応募の審査)

第8条 市長は、応募のあった事業について、審査の上、補助事業者の内定を行い、その結果を応募者に通知する。

(交付の申請等)

第9条 補助事業者の内定を受け、補助金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（第3号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第11条 申請者は、交付決定を受けた内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金変更承認申請書（第5号様式）に第7条各号に掲げる書類のうち必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更を承認したときは、申請者に対して、富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金変更承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、イベントが終了した日後1月以内又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに、富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を確認できる書類の写し
- (2) 実施したイベント及びその利用状況等を証する写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金交付確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月15日から施行する。

この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第7条関係）

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金応募申込書

年 月 日

（宛先）富士市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金の公募について、以下のとおり申し込みます。

応 募 申 込 額	円
総 事 業 費	円
イ ベ ン ト の 名 称	
イ ベ ン ト の 開 催 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
イ ベ ン ト の 会 場	
イ ベ ン ト の 目 的	
イ ベ ン ト の 内 容	
参 加 人 数 （ 見 込 ）	人
他 の 補 助 金 の 額	

第1号様式（第7条関係）

事業構成員名簿

1 事業代表者

団体名称			
役職、代表者名			
住所			
連絡先			
定款等の有無	有・無	定款作成予定日	年 月 日

2 事業代表者以外の事業構成員等

1	氏名	
	住所	
	連絡先	
2	氏名	
	住所	
	連絡先	
3	氏名	
	住所	
	連絡先	
4	氏名	
	住所	
	連絡先	
5	氏名	
	住所	
	連絡先	

備考 構成員数に応じて欄を追加すること

第2号様式（第7条関係）

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金
収支予算書

イベント名：

【収入】（単位：円）

費 目	予 算 額	適 要
計		

【支出】（単位：円）

費 目	予 算 額	補助対象経費	適 要
計			

第3号様式（第9条関係）

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金
交付申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

所 在 地
名 称
代表申請者 代表者職・氏名
電 話 番 号

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 イベントの名称	
2 補助対象経費の合計額	円
3 補助申請額	円

第4号様式（第10条関係）

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富士市長 小長井 義正 印

年 月 日付けで申請のあった富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交 付 決 定 額	
交 付 の 条 件	

第5号様式（第11条関係）

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金変更承認申請書

年 月 日

（宛先） 富士市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け第 号により交付決定を受けた補助金に係る事業について次のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	

第6号様式（第11条関係）

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金変更承認通知書

第 号

年 月 日

様

富士市長 小長井義正 印

年 月 日付けの補助金の交付に係る事業の変更申請について、次のとおり承認したの
で通知します。

承認内容	
その他	

第7号様式（第12条関係）

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 富士市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が、下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

イベント名			
開催期日		年 月 日から 年 月 日まで	
事業実績額		円	
参加人数			
経費の内訳	経費項目	補助対象事業費	補助金算出額
	広告宣伝費	円	円
	委託費	円	円
	会場設営費	円	円
		円	円
		円	円
合 計		円	円

完了年月日 年 月 日

第8号様式（第13条関係）

富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金交付確定通知書

第 号

年 月 日

様

富士市長 小長井義正 印

年 月 日付けで申請のあった富士市田子の浦港にぎわいイベント開催事業補助金
について、次のとおり交付額を確定したので通知します。

交 付 確 定 額	円
備 考	